

令和7年度米沢市浄化槽整備促進事業費補助金に関する手続き **【県】**

- ・本補助金は、汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が対象となります。
 - ・新築や改築（建替え・増築・間取り変更等）の場合は対象になりません。
- ※旧建築物を残して新しい建築物を増築する事業で、増築した部分のみで独立した住宅機能を有する場合は対象となりません。
- 詳しくは裏面「Q&A」を確認いただくか、下水道課工事担当へお問い合わせください。

1 浄化槽設置の届出(補助金申請に関わらず) 建築確認申請又は浄化槽設置届出を提出する。

2 補助金交付申請書 **【市】** 補助金の交付申請と同時に提出

提出期限 令和8年2月20日(金)

○ 提出書類

- ① 様式第1号 浄化槽整備促進事業費補助金交付申請書
- ② 転換前の汲み取り便槽または単独浄化槽と住宅が一緒に写っている写真
- ③ 浄化槽本体工事費見積書（配管工事及び附帯工事費等は含まない。本補助金では浄化槽本体工事費のみを抜粋して記載してください。）

注：事業完了後、精算工事費が増額となっても補助金の額は増額しません。減額となった場合は補助金の額を減額します。

3 交付決定通知書・請求書 下水道課⇒申請者

↓
浄化槽工事着工 ----> **浄化槽工事完了**

4 実績報告書 **【市】** 浄化槽補助金の実績報告と同時に提出

※工事完了後1か月以内、又は令和8年2月27日(金)のいずれか早い日までに提出

○ 提出書類

- ① 様式第3号 浄化槽整備促進事業実績報告書
- ② 浄化槽本体工事費精算書

注：事業完了後、精算工事費が増額となっても補助金の額は増額しません。減額となった場合は補助金の額を減額します。

- ③ 請求書（本人の口座を記入）*ゆうちょ銀行は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
- ④ 浄化槽本体工事費に係る領収書の写し

注1：浄化槽本体工事費が含まれる領収書であることが分かるように、「浄化槽本体工事費 ○○○、○○○円含む」等領収書に記載してもらってください。

注2：領収書の宛名は補助金申請者としてください。

5 完成検査

6 確定通知書 下水道課 → 決定者（申請者）

※交付決定後であっても、交付要件を満たしていない事実が発見された場合には、交付取り消しとなりますのでご注意ください。

7 補助金の交付

確定通知後、3週間前後で振り込みます。なお、振込み開始時期は11月下旬以降となります。※関係機関との調整により、開始時期が変更になる場合があります。

補助対象工事関係

Q 1 新築時の浄化槽設置工事は、補助対象になるのか。また、建替えも含まれるのか。

A 1 建造物の新たな建築を伴うものは、補助対象になりません。

Q 2 建築物（事務所等）内にトイレがなく、敷地内に簡易便槽（レンタルトイレ）を設置している。この簡易便槽（レンタルトイレ）を合併処理浄化槽に転換した場合は補助の対象となるか。

A 2 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換事業（以下「転換事業」）とはならず、補助対象になりません。（転換対象とする汲み取り便槽には簡易便槽（レンタルトイレ）は含まない。）

Q 3 旧建築物を残して新しい建築物を増設する事業で、合併処理浄化槽に転換する場合は補助対象になるか。

A 3 増設した部分のみで独立した住宅機能を有する場合は、新築として扱うこととし、補助対象になりません。

Q 4 浄化槽の配管工事及び既設浄化槽の処分経費は補助対象になるのか。

A 4 補助対象工事は、浄化槽本体工事費に限ります。

ただし、合併処理浄化槽を設置するために、既存の単独処理浄化槽を掘り起こす必要がある場合は、その経費までは浄化槽本体工事費に含まれます。

Q 5 浄化槽工事費に含まれるものを例示してもらいたい。

A 5 浄化槽本体（放流ポンプ槽一体型のものを含む）、浄化槽を設置するための掘削、基礎、埋め戻し及び積雪対策、ブロワ工事が該当します。流入及び放流に係る配管、柵、放流ピット及び放流ポンプ等は含まれません。

また、浄化槽設置に係る設計費、監理費及び重機損料等の経費も含まれますが、浄化槽工事費として扱う場合は、浄化槽工事費とそれ以外の工事費（例えば、単独処理浄化槽の撤去処分費、配管等工事費）で適切に按分し、見積書及び請求書で明らかにしておく必要があります。

Q 6 補助申請時に必要となる転換事業であることを確認するための書類とは。

A 6 転換事業前の単独処理浄化槽等が設置されていることが分かる写真（単独処理浄化槽等と住宅が一緒に写っているもの）が該当します。

Q 7 特別な事情により、転換前の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の写真が提出できない場合は、どのような資料で代替できるか。

A 7 単独処理浄化槽の維持管理契約書の写し、単独処理浄化槽の維持管理又は汲み取り料金の領収書の写し等、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を利用していたことを証する書類により代替することができます。